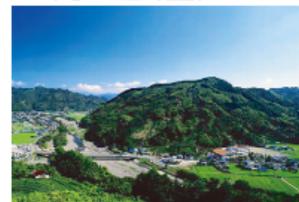


ロータリーに輝きを

FUJIEDA SOUTH ROTARY CLUB

## 藤枝南ロータリークラブ会報

例 会：毎週金曜日 小杉苑 藤枝市青木2-35-30 TEL：054-641-3321  
 事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL：054-647-2300 FAX：054-647-2040  
 E-mail: club1991@fujieda-rotary.org



<http://www.fujieda-rotary.org>

- ソング 我等の生業・見上げてごらん夜の星を
- ソングリーダー 平原 望君

会長：伊藤 彰彦 副会長：内山 淑夫 幹事：渡邊 芳隆 副幹事：竹田 敏和

### 第1111回

## ■ 会長報告

伊藤 彰彦君

皆さんこんにちは。本日は米山奨学生のベトナム君が例会に参加してくれています。



今年の私の会長挨拶で、ベトナム君が参加してくれている例会においては、日本の風物詩として各地で行われている季節の行事について取り上げてお話しさせていただきますこととなっております。今月は11月ですから七五三についてお話しさせていただきます。

数えて三歳になる子供、五歳の男の子、七歳の女の子を祝、11月15日にお宮参りをする行事です。霜月(旧暦11月)の15日といえば、先月ご紹介した収穫祭の月の満月の日で、稲刈りを終え、山に帰る田の神様を送る頃になります。田の神様は祖霊(それい)であり、生まれる子供を守護した産土神ともいわれ、この日に七五三が行われる意味は、幾重にも深く、命を見守る存在への感謝と祈りが込められていると言われております。

この七五三の起源は、古くは3歳で髪を伸ばし始める髪置き(かみおき)、男の子が5歳で袴をつける袴着、女の子が7歳で着物の付紐をやめて大人と同じに帯を締める帯解きなどの節目の行事がありました。また、子供は男女ともに7歳になると氏子入りする風習もありました。それらの行事をひとまとめにしたのが七五三といわれています。奇数を陽の数とみなす陰陽思想の影響もあると言われており、江戸時代に呉服屋が商売繁盛のため、宣伝したのが始まりという説もあります。

なお、七五三の行事につきものの千歳飴は子の成長を願って、長寿の意味の千年という名が付いたそうです。江戸時代に浅草の浅草寺で売り出されたのが最初といわれております。

ベトナムにも同じような風習はあるのでしょうか? また、ベトナム君からも卓話の機会にお話聞かせてもらいたいと思います。本日は、七五三についてお話しさせていただきました。

すでにご案内入っていると思いますが、次週は職業奉仕委員会主催によります職場訪問例会になります。会場は東海ガスショールーム「くりっぴープラザ」です。国道沿いです。直接現地集合していただきますのでお間違いのないようお願いいたします。日頃の料理の腕を見せてください。以上、会長挨拶とさせていただきます。

## ■ 幹事報告

竹田 敏和君

- ・東日本観光(株)より
- 2015年国際ロータリー年次大会(サンパウロ大会)参加旅行募集案内が届いております。

## ■ 出席報告

富澤 賢一君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
37/45 82.22%	37/45 82.22%

- (1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)
- 小池君 ○富澤静君 ○望月君 ○森竹君
  - 山田君 ○渡邊芳君 川口君 藪崎君

### (2)メイクアップ者

- 桑原 茂君(焼津) 渡邊 博文君(焼津)
- 望月 誠君(焼津) 森竹 正晃君(焼津)
- 富澤 静雄君(焼津) 小池 吉久君(焼津)

- 地区大会へ参加しました。食事代の残金です。  
参加者一同

スマイル累計額 262,150円

■ 会員卓話

早川 清人君



## 家事事件の実務

－離婚事件手続きをとおして－

### 1. 家事事件手続法施行による家事調停事 件事務取扱

#### I. 家庭裁判所とは

家庭裁判所とは、地方裁判所と同様に全国50カ所に設置された下級裁判所であり、家庭事件の審判・調停の他少年事件が取扱事件となっている。

#### 【調停の機関】

- ① 調停委員会
- ② 家事調停官 (法 250、251)
- ③ 家庭裁判所調査官

#### II. 家事事件手続法制定

昭和22年に制定された家事審判法及び同規則は、施行以来、抜本的な改正はされないまま約60年経過し、日本の家族を巡る社会の状況、国民の法意識の著しい変化を反映した家事事件の複雑化、多様化、紛争の激化に十分対応できるだけの手続保障等の明確な規律が十分とはいえない状況にあった。

そこで、家事事件の手続を国民により利用しやすく、家族を巡る現代社会の要請に的確に対応するために、平成23年5月19日家事事件手続法が制定された。(平成23年5月25日公布、平成25年1月1日施行)

このように、家事事件手続法制定の眼目として「手続保障」「手続の透明化」「子の福祉に配慮した紛争解決」等が謳われ、充実した手続規定が整備されるに至っている。

## 2. 夫婦関係調整(離婚)事件について

離婚の方式

- |          |         |
|----------|---------|
| i 協議離婚   | ii 調停離婚 |
| iii 審判離婚 | iv 判決離婚 |
| v 和解離婚   | vi 認諾離婚 |

離婚原因 (民法第770条)

- 不貞行為は、他の者との肉関係まで有するに至っていることが想定されているが、風俗業通い等いわばプロ相手の場合も含まれる。また、夫婦関係破綻後に始まったようなことであれば、婚姻関係破綻との因果関係はなく不貞行為とはいえない・・・とされているが、認識の乖離が甚だしい場合もあり、一概に判断できないことに注意が必要。
- 悪意の遺棄は、物理的に移動することを要するものではなく、故意に同居協力扶助義務に大きく違反するような場合をいう。

有責配偶者からの離婚請求

- 不貞等の離婚の原因を起こした夫又は妻(有責配偶者)から、離婚請求することはできない。問題を起こしておきながら離婚請求をしても、相手方配偶者が離婚を拒否した場合には、離婚は成立しない。
- しかし、昭和62年の最高裁で、有責配偶者からされた離婚請求でも夫婦の別居が当事者の年齢や同居期間と比べ相当長期間に及び、未成熟子がおらず、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に過酷な状況におかれる等の事情がないならば、離婚請求が許されないとは言えないと判示。

尚、この長期の別居期間の目安は、この判決では35年であったが、その後の判例をみると、現在は10年前後となっている。つまり、不貞を働いた夫でも、10年程別居が続いて、財産分与や慰謝料をしっかりと支払えば、奥さんがいくら拒否したとしても離婚請求できることになる。

婚姻費用

夫婦間の扶助義務の表れとして、婚姻費用分担義務がある。

## 地区大会

### 婚姻費用の算定

生活保持義務の存在を基本として、各当事者の収入のうち一定割合をかけた基礎収入の合計額を、概ね年齢に応じた消費単位で按分し、これと受領する側の基礎収入との差額を以て算定されるというのが基本的な考え方。

### 支払い開始時期

婚姻費用の分担請求が認められるのは、その調停などの申立時とされることが多い。親権者の指定・子の監護・養育費・面会交流親権者を定める判断基準は、単に愛情によるものではなく、現実的な監護養育の能力や姿勢を以てする。また、同居していたときからの「養育監護の継続性」が子の福祉から重要となる。なお、乳児等については、母子の分離が成育上望ましくないという知見から「母性優先の原則」が重視される。他、「きょうだい不分離の原則」も望まれている。

### 財産分与

夫婦が共同して築いた財産は実質的に夫婦共有財産であると考え、離婚に際して清算しようとするものである。

### 離婚慰謝料

不法行為の成立を前提とするものであり、これが認められるケースは稀であるという認識が必要。

離婚を先に求めた者や経済的に劣っている者が当然に慰謝料を請求できることにはならず、離婚を求められたことが精神的苦痛であるからといって、当然に請求できることにはならない。

### 年金分割

厚生年金及び共済年金について、相手方配偶者が婚姻期間及び内縁期間に年金掛金として納付した記録の一定割合（最大限2分の1）を、あたかも自分自身が納付したかのように自分の年金記録に付け替えてもらえる制度。

なお、国民年金や年金基金には適用がなく、平成19年4月以降の離婚にしか適用がない。



## 例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
11/28(金) 第1112回	職業奉仕小委員会担当 職場訪問	
12/5(金) 第1113回	クラブ年次総会 会長・幹事予定者挨拶	
12/12(金) 第1114回	会員卓話⑩	
12/25(金) 第1115回	年忘れ夜間例会	

(担当/漆畑君)